

個人住宅 向け

新築・既存どちらの住宅も対象！

太陽光発電 蓄電池設置の 補助を行います！

太陽光発電

4万円/kw

上限

16万円

重点区域※に設置
した場合は補助
上限額アップ

蓄電池

※蓄電池のみの申請は不可

4万円/kwh

上限

20万円

令和7年度は、太陽光発電設備・蓄電池の設置に対する補助事業を実施します。

補助申請をご希望の方は、市のホームページをご確認のうえ、申請書類を揃え、必要事項を記入してご提出ください。

ご提出後、内容を確認のうえ、交付決定通知をお送りします。

～申請書提出期限～

令和7年5月1日(木)～令和7年12月26日(金)

(注意) 交付決定前の工事着工はできません。

対象設備の契約・工事着工が令和7年4月1日以降であること。

対象設備の設置工事予定日まで十分余裕をもって申請してください。

申請方法

◇申請は電子申請

市役所窓口では申請できませんのでご注意ください。電子申請が難しい方のみ郵送にて対応します。

申請に必要な書類や電子申請システムにつきましては、市のホームページをご確認ください。

※重点区域は、「粕壁、八木崎町、粕壁一丁目～四丁目、粕壁東一丁目～粕壁東三丁目、中央一丁目～七丁目、南一丁目、梅田本町二丁目、梅田三丁目及び栄町三丁目」の地域になります。上限額は春日部市HPを確認してください。

詳しくは裏面をご覧ください➡

お問合せ

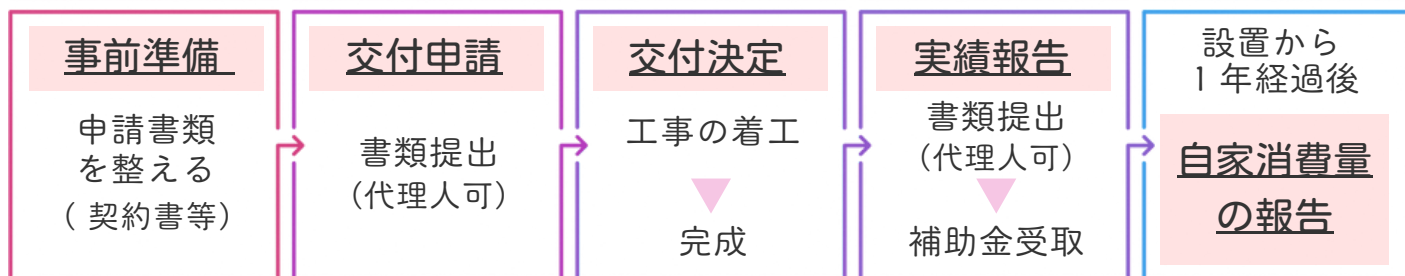
☎ 0570-085-738 (ナビダイヤル)

🕒 8:30～20:00 (土、日、祝日含む)

春日部市HPは
こちら▶



申請の流れ



対象者

- 対象住宅を所有し、または所有する予定であること（新築住宅または既存住宅いずれも対象）。
- 対象住宅に居住していること（実績報告を行う日までに居住予定の方を含む）。
- 対象者に市税の滞納がないこと。

対象設備の種類と要件

- 下記要件に加え、各対象設備の交付要件をすべて満たしていること。
- 令和7年4月1日以降に、契約および工事の着工を予定していること。
- 既存住宅、または建築予定住宅、もしくはその敷地に設置するものであること。

太陽光発電

- FIT・FIP制度の認定を取得しないもの。
- 発電した電力の30%以上を自家消費すること。
- 自己託送を行わないこと。
- 「国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の、「2. 交付対象事業の内容ア（ア）」の表に示された交付要件を満たすもの。

蓄電池

- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 「国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の、「2. 交付対象事業の内容ア（イ）」の表に示された交付要件を満たすもの。

※注意※

◇蓄電池のみ申請はできません。太陽光発電設備と同時に新設する場合に補助対象となります。

注意事項

- 国の補助事業との併用、または国庫金を財源する他の地方公共団体が実施する補助金との併用はできません。
- リース契約またはPPAによるものでないこと。また、未使用であること。